

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、次の政治団体は、令和2年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年4月7日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大松 利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
おぜき祥子後援会	宮下 宗一	加藤 豊子	土岐市肥田町肥田287-370			
もっと。瑞浪PROJECT	工藤 辰久	伊藤 道子	瑞浪市稲津町萩原790-1			
森あつし後援会	佐竹 貴行	森 寿夫	多治見市池田町4-37			